

鹿児島県貸切バス事業者支援事業 F A Q

令和4年3月17日更新

No.			問	答
1		制度の趣旨	本事業の目的は。	新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受けている貸切バス事業者の運行の再開・継続を後押しし、観光需要の本格的な回復期に備えてもらうことを目的に、支援金を交付します。
2		制度の趣旨	支援金の交付額は。	令和4年3月1日時点で使用している貸切バス1台当たり20万円で す。
3		支援対象	本事業の対象事業者は。	以下の全てに該当する貸切バス事業者が対象です。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項口に規定する一般旅客自動車運送事業に掲げる事業を行う者 (2) 鹿児島県内に本社または支店がある者で、令和4年3月1日時点で、鹿児島県内ナンバーの事業用車両を1台以上配備している者 (3) 今後も事業を継続する意思のある者 (4) 公営企業でないこと
4		支援対象	支援の対象となるバスとは。	道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両に限ります。
5		支援対象	九州運輸局に休車の届出をしているが、対象となるか。	令和4年3月1日時点で届出をしている車両については、自動車検査証の有効期間が満了している車両であっても、対象となります。
6		支援対象	九州運輸局に休車の届出をしているが、休車終了届けを失念し、車両を点検後、運行している。対象となるか。	本事業においては、対象となります。 休車制度の終了手続き等については九州運輸局鹿児島支局（陸運局）へご連絡ください。
7		支援対象	リース等により使用しているバスは、対象となるか。	事業用車両として届出を行った事業者からの申請であれば、対象となります。 ※車両の所有者と使用者、両方から重複して申請がなされないようご注意ください。
8	新	支援対象	特定バスは対象となるか。	本事業においては、九州運輸局鹿児島支局（陸運局）に令和4年3月1日時点で「一般貸切旅客自動車」として登録のある車両を対象としているため、「特定バス」については対象外としています。
9	新	その他	支援金の支払いまでの期間は。	県へ書類が届いてから、1ヶ月程度を見込んでいます。 （書類不備や記載ミス等がないことが条件）
10	新	その他	3月時点で陸運局に登録済みの車両で、現在車検を受けており、車検証が手元にならない場合はどうすればよいか。	車検証を以て対象車両とみなしますので、車検証が届き次第、速やかに県への提出をお願いいたします。 なお、令和4年3月23日までに交付申請していただく必要がありますので、該当車両については、メモ（付箋等）によりその旨記載し、保安基準適合標章（写し）を添付の上、必ず期間内に支援金交付申請をお願いします。
11				
12				